相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市北区北二三条西一四丁目五番地八、最後の住所札幌市北区北二三条西一四丁目五番地八ロジェ・エルムの杜五〇一号
被相続人　亡　久末　優子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
札幌市南区真駒内上町二丁目三番七号
相続財産管理人　加藤　邦彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県茂原市茂原二二六番地、最後の住所千葉県茂原市茂原二二六番地二
被相続人　亡　嶋田　昌彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
事務所千葉県茂原市萩原町一丁目一五四番地一〇三号　相続財産管理人　嶋野　定夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県夷隅郡大多喜町八声五九八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　長谷　正代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
事務所千葉県長生郡一宮町一宮二八二一―一　片岡ビル　いちのみや法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田　一彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市高田五一八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　横堀　勝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
事務所千葉県松戸市本町一八―四ＮＢＦ松戸ビル七階ユーカリ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小玉　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市北新保三二〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　川崎　輝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
新潟県村上市新町九番三九号、事務所新潟県村上市新町九番七七号海田総合法務事務所
相続財産管理人　海田　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山市下双嶺三四七番地、最後の住所富山市大町一番地佐々木病院
被相続人　亡　中川　伸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
富山市西田地方町一丁目六番一七号司法書士朝倉隆朗事務所
相続財産管理人　朝倉　隆朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市弥栄町木橋六五四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　吉岡　敏至

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
京都府京丹後市網野町網野二三八番地三
弁護士法人たんご法律事務所網野事務所
相続財産管理人　弁護士　藤居　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宮津市字日置二九八一番地五、最後の住所京都府宮津市字日置二九八一番地の五
被相続人　亡　大松　五輪

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
京都府京丹後市網野町網野二三八番地三
弁護士法人たんご法律事務所網野事務所
相続財産管理人　弁護士　藤居　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府与謝郡与謝野町字三河内一四八二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　江原　郁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
京都府京丹後市網野町網野二三八番地三
弁護士法人たんご法律事務所網野事務所
相続財産管理人　弁護士　藤居　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市大新田町二丁目五九九番地、最後の住所愛媛県今治市北宝来町四丁目二番地の一〇
被相続人　亡　清本喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
愛媛県今治市馬越町一丁目三番一六号
相続財産管理人　司法書士　矢野　和孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県北宇和郡松野町大字松丸一一六番地、最後の住所愛媛県宇和島市吉田町沖村甲五二二番地
被相続人　亡　高野　嚴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十六日
愛媛県宇和島市三間町戸雁一一五四番地
相続財産管理人　稲田　司

無縁墳墓等改葬公告

萬福寺境内新築工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年四月二十六日
一、墳墓等所在地　福岡県福岡市中央区鳥飼三丁目五番三一号
一、墳墓等の名称　不詳
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　福岡県福岡市中央区鳥飼三丁目五番三一号　宗教法人萬福寺　代表役員　高田　量丸

第27期決算公告

平成24年3月29日　　岩手県北上市北工業団地3番17号
岩手スリーエム株式会社
代表取締役社長　太野　公人

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び資本の部	
流動資産	3,378	流動負債	2,654
固定資産	2,177	固定負債	86
有形固定資産	2,140	負債合計	2,741
無形固定資産	0	株主資本	2,814
投資その他の資産	36	資本金	300
		資本剰余金	2,514
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	2,439
		（うち当期純利益）	（498）
		純資産合計	2,814
資産合計	5,556	負債・純資産合計	5,556